

地水火風

牧野 恒一

先日、長崎市の認知症高齢者グループホームで火災が発生し、4人のお年寄りが亡くなった。直後には、新潟市の障害者グループホーム火災でも一人が亡くなっている。相次ぐ火災で、改めてこの種の施設における火災対策の重要性が浮き彫りになった。

「長崎市のグループホーム火災」
火災は2月8日午後8時前に発生し、1階で2人、2階で1人、3階でも1人、合計4人の入居者が亡くなり、8人が負傷(うち2人は重体)が負傷する高い潜在的危険性を持っている。本欄でも昨年11月10日号で「老人ホーム等の火災避

難を考える」として取り上げたばかりだが、改めてこの問題を考えてみた疑われている。
公的な発表ではまだ

「何故スプリングラーが設置されていなかったのか」
3階で亡くなった方は3年前までこの施設の入居者で、退所後に3階に住んでグループホーム

「何故3階でも亡くなったのか」
いずれにしろ、この種の施設でスプリングラーが設置されていなければ火災危険が高いことは言うまでもない。275㎡という基準自体が、7年前に同じ長崎県の大村市で起きたグループホーム

「何故3階でも亡くなったのか」
報道からは、火災は2階で発生し、2階の階段部分が防火戸がなく3階の防火戸も自動閉鎖しなかったために煙が3階に上がった。3階の入居者が亡くなった、というように読める。建築基準法を

「適法かどうかはともかく危ないものは危ない」
以上のように、この建物が違法だったのかどうか一つの問題点であることは確かだが、いずれにせよ、階段がきちんと区画されていない建物にスプリングラーがなく、バルコニーもなかったことは事実のようだ。

「適法かどうかはともかく危ないものは危ない」
この種の施設でスプリングラーが設置されていない場合は、夜間に火災が発生した場合、うまく対応できたとしても相当きわどい状況になることは、昨年の拙稿でも述べ

「調査中」とされている部分が多く、確たることは言えないが、報道から見る限り、この建物は法的にいろいろと問題がありそうだ。
この建物は、延べ面積529・4㎡だが、グループホーム部分(1階と2階)は270・36㎡でスプリングラーの設置基準である275㎡にわずかに足りない。だが、

長崎のグループホームの火災

「何故3階でも亡くなったのか」
報道からは、火災は2階で発生し、2階の階段部分が防火戸がなく3階の防火戸も自動閉鎖しなかったために煙が3階に上がった。3階の入居者が亡くなった、というように読める。建築基準法を

屋の面積を加えれば、スプリングラーの設置基準を超え、設置義務が生じるからだ。
「何故3階でも亡くなったのか」
報道からは、火災は2階で発生し、2階の階段部分が防火戸がなく3階の防火戸も自動閉鎖しなかったために煙が3階に上がった。3階の入居者が亡くなった、というように読める。建築基準法を
「適法かどうかはともかく危ないものは危ない」
以上のように、この建物が違法だったのかどうか一つの問題点であることは確かだが、いずれにせよ、階段がきちんと区画されていない建物にスプリングラーがなく、バルコニーもなかったことは事実のようだ。
この種の施設でスプリングラーが設置されていない場合は、夜間に火災が発生した場合、うまく対応できたとしても相当きわどい状況になることは、昨年の拙稿でも述べたとおりである。
1秒でも早く消防に通報し、火災を閉じ込め、各居室を閉鎖して待避しつつ消防隊の到着を待つ、という戦略は、スプリングラーがない場合、施設が低層かつ小規模で、階段の区画がなされ、バルコニーがあり、内装が不燃性で廊下に可燃物が少なく、かつ訓練を重ねるなどの条件を全てクリアして、ぎりぎり成り立つ戦略だ。
「適法かどうかはともかく危ないものは危ない」
この種の施設でスプリングラーが設置されていない場合は、夜間に火災が発生した場合、うまく対応できたとしても相当きわどい状況になることは、昨年の拙稿でも述べたとおりである。